

## ひとり親世帯への臨時特別給付金 ～1世帯5万円を支給します～

新型コロナウイルス感染症の影響で、子育てに対する負担の増加や収入の減少など特に大きな困難が心身などに生じていることを踏まえ、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給します。

▶支給対象者 ひとり親世帯で次のいずれかに該当する方

### 【基本給付】

- ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方（全部支給停止者を除く。）
- ②公的年金給付などを受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方  
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る。  
※児童扶養手当の認定を受けていない方も含む。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった方など

### 【追加給付】

上記①、②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方。

▶対象児童

- ・18歳を迎えた後の最初の3月31日までの間にある児童
- ・心身に一定の障がいがある20歳未満の児童

▶給付額

### 【基本給付】

上記①～③の支給対象者に対して、5万円を1回に限り支給します。また、対象児童が2人以上である場合には、2人目以降の児童につきそれぞれ3万円を加算した額を支給します。

### 【追加給付】

上記①、②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少しているとの申し出があった方に対して、5万円を1回に限り支給します。

▶申請方法

【基本給付】 支給対象者の①に該当する方は、申請は必要ありません。  
支給対象者の②、③に該当する方は、申請が必要です。

【追加給付】 申請が必要です。

※児童扶養手当の受給者へは、詳しい内容や申請方法などを記載した通知を個別に郵送しています。

▶支給方法

支給対象者の基本給付①に該当する方は、児童扶養手当を受給している口座へ振り込みます。  
それ以外の支給は、申請書に記載の口座に振り込みます。

▶支給時期

支給対象者の基本給付①に該当する方の給付金は、8月下旬に支給します。  
それ以外の支給は、申請書受理後、準備ができ次第順次支給します。

※詳しくは、個別に郵送されたお知らせ、または市ホームページなどでご確認ください。

☎保健福祉部 こども未来課 ☎82-1000

## 「カブっち」からのお願い

カ

感染しない、うつさないために、

ブ

ぶらっとお出かけするまえに、

ち

チェックリストで確認してね。



自分と大切な人を守るために、チェックリストで、一つでも当てはまることがあれば、外出を控えましょう。

### ★お出かけ前の健康チェックリスト！

- 体温が37.5度以上または平熱より高い
- 咳やのどの痛みなどの風邪の症状がある
- だるさや息苦しさがある
- においや味がしない
- 頭痛や下痢などの症状がある
- 14日以内に感染が流行している地域に出かけた

